

無尽業法施行令（案）【新設】の概要

○ 金融ADR制度の導入

- (1) 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務委託ができる他の法律の規定による指定を受けた者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を規定する（第2条）。
- (2) 紛争解決機関に係る指定の要件として、業務規程に異議を有する無尽会社の割合を1/3以下とする旨を規定する（第3条）。
- (3) 名称の使用制限の適用除外となる者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を受けた者を規定する（第4条）。